

# 図書館への指定管理者制度導入

## 福岡県北九州市

人口：984,760 人

面積：487.69 km<sup>2</sup>

### [平成18年度事例集、4項 No 1 2 掲載事例](#)

#### 取組の概要

市立図書館 6 館中、中央図書館（分館 3 館を含む）を除く地区館 5 館（分館 7 館を含む）について、指定管理者制度を平成 17～18 年度の 2 年間で順次導入し、民間事業者の創意工夫による効果的・効率的な図書館運営を行い、市民サービスの向上を図った。

#### 取組の紹介

##### 1 その後の状況

平成 17 年度に指定管理者を導入した地区館 3 館（分館 3 館を含む）について、良好な管理運営が行われていることを踏まえ、指定期間が終了する平成 20 年度以降も指定管理を継続することとし、公募・選定を行った。

指定管理の期間について、現在の 3 年間では、事業の継続性（中・長期的な展開）、雇用の安定性（専門資格・実務経験を有する司書の確保）の面で不十分との判断から、今回の募集では 5 年とした。

また、中央図書館については、①本市の図書館行政における基幹的な業務を担う点や、②地区館・分館の連携補助や管理・統括に加え、指定管理者の選定や評価などを行う必要がある点から、市直営による運営を継続している。

##### [基幹的な業務]

- ・ 図書館業務に係る全市的な方針及び企画の策定
  - 開館時間や休館日、貸出冊数、貸出期間、貸出資格などの決定
  - 国や他自治体などとの連携
  - 図書館電算システムの管理
- ・ 図書館の施設・設備の整備
  - 施設・設備の改修や修繕、補修、備品などの整備
- ・ 図書の選定及び廃棄
  - 資料収集、保存、除籍方針の策定

- 受入・廃棄する図書などの決定
- 図書などの発注・検収
- ・ その他
  - 地区館・分館で対応できないレファレンス
  - 図書館業務に関する統計、広報の総括
  - 読書奨励事業、読書活動支援事業 など

なお、これらの業務以外では、読書奨励事業（読み聞かせやブックスタート事業など）の一部や、蔵書整理・窓口業務などを民間企業に委託しており、民間のノウハウを活用することで市民サービスの向上に努めている。

## **2 前回からの取組効果**

### (1) 開館時間

平日の開館時間を1時間延長し、午後7時までとした。

### (2) 図書購入費

1億3千万円 ⇒ 1億4千万円に増額。

### (3) 新規（自主サービス）事業

市直當時の図書館サービスを引き継ぎつつ、新たなサービスを提供。

【原語による読み聞かせ、ビジネス支援事業、医療健康情報コーナー、親子絵本作り、学童向け地域巡回文庫など】

### (4) 司書資格を保有する職員の比率

地区館5館（7分館を含む）の平均で、職員の司書率が約20%向上。

【66%（平成16年度） ⇒ 86%（平成18年度）】

### (5) 管理運営経費

年間で約1億1,000万円を削減。

### (6) 人員数

市職員23人、その他嘱託職員を削減。

### (7) 利用者満足度

利用者アンケートにおける回答者の約9割が、サービス内容に『満足・まあ満足』。

### (8) 貸出冊数

地区館5館（7分館を含む）の合計で、年間の貸出冊数が約2%増加。

【1,776,267冊（平成16年度） ⇒ 1,808,301冊（平成18年度）】

### **3 新たな課題・問題点**

公立図書館では全国的に減少傾向にある貸出冊数や、従前から活用されている登録者数、司書率、経費、利用者アンケートによる満足度などの指標以外に、指定管理者の導入効果を長期的な視点で、効果的・効率的に計ることが可能な指標の検討。

### **4 住民（職員）の反応・評価**

#### (1) アンケート調査結果

前述のとおり、①職員の説明や応対、②図書の並べ方、③催し物の内容、④講座や新刊案内などのお知らせの方法や内容、⑤全体の雰囲気について、来館者にアンケートを実施し、9割の回答者から『満足・まあ満足』であるとの評価を得た。

#### (2) 住民から寄せられた意見【一部抜粋】

- ・ 分類が若干分かりにくい点もあるが、目的の図書を探しやすくなった。
- ・ 新刊コーナーやお勧め本コーナーが面白い。
- ・ 新刊書や事業案内を学校等へ配布して欲しい（対応済み）。
- ・ 有料でも良いのでイベントを増やして欲しい。
- ・ マナーが大変よく、親切で気持ちがよい。

### **5 今後取り組む自治体に向けた助言**

- ・ 単に経費削減のみを目的とするのではなく、事業効果を明確に示せる内容とすること。
- ・ 制度導入にあたって、事前の準備期間を十分にとること。
- ・ 指定管理者に行わせる業務を明確にすること。
- ・ 利用者や関係団体（図書館協議会・郷土史会・ボランティア団体等）の十分な協議・説明を行うこと。
- ・ 指定管理者制度導入後における PDCA サイクルの徹底。

#### **(参考) 当該取組内容の関連ホームページ**

<http://www.city.kitakyushu.jp/page/toshokan/>

**担当部署：教育委員会総務部総務課**